

別表第3

学 力 の 基 準

学 年	入学年次	取得単位数
学部2年	学部1年	33
学部3年	学部1年	65
学部4年	学部1年	98
	学部3年	33
博士前期2年	博士前期1年	15
博士後期2年	博士後期1年	4
博士後期3年	博士後期1年	8

1. 各学年の始期において取得単位数を修得しているもの。ただし、学部1年、学部3年、博士前期1年及び博士後期1年に入学又は編入学した者については成績評価を行わない。
2. 留年している者又は修業年限を超えた者の取扱い
 - (1) 「留年している者」とは、授業料免除の対象者を選考するときにおいて同一学年にとどまっている者をいい、「修業年限を超えた者」とは、休学、留学等により在籍期間が最短修業年限を超えた者をいう。
 - (2) 「留年している者又は修業年限を超えた者」で授業料免除の対象は次のとおりとする。

ア 病気

- ① 長期療養のため休学した場合

- ② 休学期間に満たない期間の病気のために単位修得ができなかった場合
- ③ 単位修得のための試験当日に、病気により単位修得ができなかった場合
- ④ 学長が前記各号と同等以上の事情があると特に認めた場合
(なお、「病気」には外傷を含むが、法令等に違反した行為が病気の原因である場合は除く。)

イ 留学

- ① 留学のため単位修得ができなかった場合（本来の学業修得のため真に有益であるとは認められない留学や留学期間が概ね半年未満の留学は除く。）
- ② 学長が前号と同等以上の事情があると特に認めた場合

ウ 大学院学生の論文作成

- ① 研究テーマ，研究方法等，本人の事情によらない理由で留年又修業年限を超過した場合
- ② 学長が前号と同等以上の事情があると特に認めた場合

エ その他

- ① 出産・育児のために休学した場合
- ② 国又は地方公共団体等の求めに応じ、休学して公共的な事業に参加した場合
- ③ 学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と平行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の業に就いた場合
- ④ 本人が身体障害者である場合
- ⑤ 学長が前記各号と同等以上の事情があると特に認めた場合
(なお、国家試験等の受験，大学院の受験，転学・転学部等の受験，就職のためなど，自己都合により留年又は修業年限を経過している場合は除く。)

(3) 上記(2)の事由により授業料免除を行う場合でも、留年又は修業年限超過の期間は、原則として一年間とする。ただし、学長が真にやむを得ない事情があると特に認めた場合には、一年間を超えることができる。